

協議会構成員の対象者等について

1. 対象者

連携にあたり、仕様書「6. 全体運営（2）」記載の以下3つのパターンにおける対象者は以下のとおり。

①単域(各区市町村内での取組)での対象者

- ・都内観光協会
- ・都内に所在する商工会・商工会連合会・商工会議所等
- ・NPO 法人
- ・大学
- ・町会・自治会などの地域の団体
- ・民間事業者
- ・その他、地域で主体となって観光まちづくりに取り組む団体等（観光に取り組む協議会等）

②広域 a(都内複数区市町村の連携による取組)

上記①に同じ

③広域 b(他道府県との連携による取組)

- ・都内観光協会
- ・都内に所在する商工会・商工会連合会・商工会議所等
- ・NPO 法人
- ・大学
- ・町会・自治会などの地域の団体
- ・民間事業者
- ・都外の地域で主体となって観光まちづくりに取り組む団体等
（観光協会、観光に取り組む協議会、商工会・商工会連合会・商工会議所等）

2. 各用語の定義について

(1) 観光協会

地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とする区市町村との連携の下に設立された団体（法人格不問）

(2) 商工会・商工会連合会・商工会議所等

商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に規定する商工会及び商工会連合会並びに商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に規定する商工会議所であって、都内に所在する団体

（3）NPO 法人

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体

（4）大学

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学

（5）町会・自治会

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体。※通常の町会や自治会以外に特定の目的の活動だけを行う団体（スポーツや趣味の同好会、伝統芸能保存会、環境保全団体等）や、住所以外に「年齢」「性別」などの加入要件がある団体（高齢者クラブ、青年会、婦人会等）も「町会・自治会」に含む。

（6）民間事業者

営利を目的として事業をおこなうもの

（7）観光に取り組む協議会

地域内の観光振興を目的として、行政、観光関係団体等が協働で設立した協議会